

鴻巣市議会議員定数条例の一部を改正する条例

鴻巣市議会議員定数条例（平成14年鴻巣市条例第45号）の一部を次のように改正する。

本則中「26人」を「24人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、施行の日以後その期日を告示される一般選挙から適用する。